



平成25年5月9日

各 位

会 社 名 西部電気工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮 川 一 巳
(コード番号: 1937 東証一部、大証一部、福証)
問合せ先 取締役総務部長 須 川 誠 司
(TEL 092-418-3111)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、平成22年6月25日開催の第65期定時株主総会において株主の皆様からご承認を頂き、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下、「現対応方針」といいます。)を継続導入しております。

現対応方針は、平成25年6月開催予定の当社定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)終結の時をもって、有効期間が満了となることを踏まえ、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非を含めそのあり方について、検討してまいりました。

その結果、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」として、継続することを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、現対応方針の継続にあたっては、有効期間を平成28年の当社定時株主総会終結の時までとする以外には、方針の内容に変更はありません。

現対応方針の継続を決定しました当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として、賛成する旨の意見を述べております。

また、当社は本日現在において、当社株式等の大規模な買付行為(以下、「大規模買付行為」といいます。)を行う旨の通告や提案を受けていないことを申し添えます。

1. 大規模買付ルール of 目的

当社は昭和22年(1947年)の設立以来半世紀を超えて、日進月歩で技術革新が進む情報通信分野において、安全・高品質を第一義とし、世界にも類を見ない信用・信頼性の高い日本の情報通信基盤設備の構築に携わってまいりました。また、これまで培ってきた技術力をベースに、企業活動等をサポートするネットワークソリューション事業をはじめ、社会インフラである基盤設備等の土木工事、更には太陽光発電や水処理システム等の環境事業にも積極的に取り組んでおります。

今後、日本の社会はICTの更なる進展により、社会活動、企業活動、文化、生活様式等がこれまで以上に変化していくものと考えられますが、当社は近い将来に到来するスマート・ユビキタスネット社会の「総合エンジニアリング企業」として、お客様のご要望とご期待に十分にかつ迅速に応えられるよう西部電気工業グループ一丸となって取組み、社会の発展に貢献できる企業となるよう努めてまいります。更に、企業の社会的責任(CSR)を強く意識し、株主の皆様を始めとしたステークホルダーの皆様のご利益の確保・向上を、実現して行きたいと考えております。

当社は、上記のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めておりますが、近時、わ

が国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣と十分な協議や同意のプロセスを経ることなく、突如として大規模な株式等の買付を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、当社はこのような大規模な株式等の買付であっても株主の皆様や取引先、顧客、地域社会、使用人などのステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。また、当社株式等に対する大規模買付行為が行われた場合、買付提案に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様自らの判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、こういった大規模買付行為の中には、会社や株主の皆様提案内容を検討するための十分な情報や時間を与えないもの、株主の皆様が株式等の売却を事実上強要する恐れがあるもの、買付提案の内容が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなもの、会社本来の企業価値からみて買付条件が不十分・不適切なものなども出てくる恐れがあると考えております。

このような状況を勘案し、大規模買付行為が実施され、あるいは実施されようとした場合、株主の皆様が大規模買付行為に応じられるか否かの判断を行われるに当たっては、大規模な株式等の買付者(以下、「大規模買付者」といいます。)から十分な情報を提供していただくとともに、当社取締役会がこれを評価・検討し、その結果と意見を株主の皆様提供することが重要であると考えております。

特に情報通信基盤設備の構築に携わる当社の社会的意義へのご理解なくしては困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会が大規模買付行為に対する評価・意見等を適切に提供することが極めて重要になるものと考えておりますが、現行の法制度のみではかかる期間と機会の確保が十分ではないと考えております。

このような考えに立って、当社取締役会は以下の大規模買付ルールを定めることとしました。

2. 本対応方針の対象となる当社株式等の買付等

本対応方針の対象となる当社株式等の買付は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為(いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付、公開買付等の具体的な買付方法を問いません。また、現時点において既に議決権割合が20%以上である特定株主グループの当社株式等の買付は含みません。)とします。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、引続き独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者もしくは取締役又は監査役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

現在の独立委員会の委員は、弁護士1名と社外監査役2名となっており、その氏名及び略歴は、別紙2「独立委員会の委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであります。

4. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、「事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に大規模買付

行為が開始されるべきである」というものです。

(1) 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「大規模買付ルール遵守表明書」を提出していただきます。

大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付ルール遵守表明書の受領後10営業日(注4)以内に、当該大規模買付行為の評価・検討に必要なかつ十分な情報として大規模買付者から当初提出していただくべき情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付し、情報の提供を求めます。

また、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の価格、買付の時期、買付方法の適応性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠(算定方法、算定に用いた数値情報等を含みます。)
- ⑤ 買付資金の裏付け(調達方法、買付資金の供与者(実質的提供者を含みます。)の名称その他の概要を含みます。)
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの使用人、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の対応方針
- ⑧ その他当社取締役会又は独立委員会が必要と判断する情報

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報(追加的な情報を含みます。)は、株主の皆様のご判断のために必要であると当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、次の期間を当社取締役会による評価・検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。

なお、当社取締役会が、独立委員会の助言に基づき、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断したときは、その旨を速やかに公表します。

- ① 対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式等の買付の場合は最長60営業日
- ② その他の大規模買付行為の場合は最長90営業日

当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大規模買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見の形成又は株主の皆様に対する代替案の策定等を完了するに至らないことなど、真に止むを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、独立委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします。但し、延長は原則として一度に限るものとし、延長の期間は最長30営業日とします。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間及び当該延長の理由について、適用ある法令及び証券取引所規則等に従い、適時かつ適切に株主の皆様へ公表します。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当(以下、「無償割当」といいます。)を行い、大規模買付行為に対する対抗措置(以下、「対抗措置」といいます。)を発動することがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守することを確約するなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

当社取締役会が対抗措置として行う無償割当の概要は、以下のとおりとします。

① 無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てます。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

③ 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行可能株式総数を上限として当社取締役会が定める数とします。

④ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

⑤ 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

⑥ 新株予約権の行使期間

行使期間については、当社取締役会において別途定めるものとします。

⑦ 新株予約権の行使条件

(i) 大規模買付者、(ii) 大規模買付者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定される者及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。)、(iii) 大規模買付者の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。)、もしくは(iv) (i)~(iii)に該当する者から、本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は(v) (i)~(iv)のいずれかに該当する者の関連者(実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。)は、原則として本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を行使することができないものとします。

なお、詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

⑧ その他

新株予約権の取得事由その他必要な事項については当社取締役会において別途定めるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

大規模買付者による買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社の株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

大規模買付行為が当社の株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の①から⑧のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の①から⑧のいずれかに該当すると認められない場合は、対抗措置は発動しません。

① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式等を

当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の買付を行っているとは判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)

- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式等の買付を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式等の買付を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高価売り抜けをする目的で当社株式等の買付を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者が提案する当社株式等の買付条件(買付対価の価格、買付時期、買付方法、実現可能性等)が、当社企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要顧客との継続的な取引関係を破壊し、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑦ 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式等買付を行うことをいう。)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。)
- ⑧ 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 対抗措置発動時の手続

当社取締役会は、対抗措置を発動しようとする場合にはその判断の公正さを担保するため、以下の手続を経ることとします。

- ① 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、遅くとも取締役会評価期間の期限の7日前までに、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。
- ② 当社取締役会は、大規模買付情報等が提出された場合、ただちにこれを独立委員会に提供しますが、独立委員会は上記勧告を行うに当たり、当初提供を受けた大規模買付情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、大規模買付行為に対する賛否の意見を形成することが困難であると判断した場合には、当社取締役会及び大規模買付者に必要な追加情報の提供・説明を求めることができます。
- ③ 独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するものであるか否か、又は、当該大規模買付行為が上記5.(2)の①から⑧のいずれかに該当するか否か、更には、その大規模買付行為に対して対抗措置としての新株予約権の無償割当を行うことが許容されるか否かについて、独立委員会規則(別紙3「独立

委員会規則の概要」)に従い検討することとします。

なお、独立委員会は、上記の勧告を行うにあたり、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとします。

- ④ 当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを決定するにあたって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、その勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することになる場合を除き、上記勧告に従うものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを決定した場合は、当該決定の内容及びその判断理由並びに独立委員会の勧告の概要及びその判断理由その他当社取締役会が適切と判断した事項について、公表します。

6. 本対応方針の有効期間、継続及び変更等について

- (1) 本対応方針は、本定時株主総会において、その継続について株主の皆様にお諮りし、ご出席株主の皆様のご承認をいただけなかった場合は、本対応方針は失効いたします。同定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合には、平成28年開催予定の当社定時株主総会終結の時まで継続するものとします。

ただし、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

- (2) 当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、株主の皆様にお諮りしたいと存じます。

7. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

- (1) 大規模買付ルール継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルール継続時には、新株予約権の無償割当は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

- (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記5の対抗措置を発動することがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令及び証券取引所規則等に従って、適時かつ適切に公表します。

対抗措置の発動時には、株主の皆様(上記5. (1). ⑦に規定する者以外)が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定していません。ただし、大規模買付ルールに違反した大規模買付者等については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決定し、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権の無償割当を中止し、また、無償割当された当該新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は

生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権が割当てられる場合、株主名簿への記載又は記録が未了の株主の皆様は、当社取締役会が別途決定し公告する割当期日までに、株主名簿への記載又は記録を完了していただく必要があります。更に、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。

これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

8. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとしています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記4のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しています。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において、本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本対応方針について株主の皆様にご諮りし、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本対応方針の継続を決定しました。同議案について、株主の皆様のご承認をいただけなかった場合は、本対応方針の効力は生じません。

加えて、本対応方針の有効期間は平成28年の当社定時株主総会終結の時までとして設定していますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり株主の皆様の意向が十分反映されるものとしています。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

本対応方針は、当社取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のため、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、社外有識者等から構成いたします。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。

独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様にご公表します。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的要素を設定していること

本対応方針においては、上記5のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計し、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。)の助言を受けることができるとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしています。

(7) デッドハンド型の買収防衛策でないこと

上述のとおり、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとしています。従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役の構成員の過半数を交代させても、なお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)並びに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は②特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)である場合の大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株式買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条各号に掲げる日以外の日をいいます。

[別紙1]

大株主の状況

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
西部電気従業員持株会	福岡市博多区博多駅東三丁目7番1号	1,134	5.1
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,018	4.6
株式会社肥後銀行	熊本市中央区紺屋町一丁目13番5号	1,012	4.6
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	863	3.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	518	2.3
株式会社十八銀行	長崎市銅座町1番11号	510	2.3
株式会社ナカヨ通信機	前橋市総社町一丁目3番2号	505	2.3
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	503	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	497	2.2
西日本システム建設株式会社	熊本市中央区九品寺三丁目15番7号	489	2.2

(注) 自己株式994千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

以上

[別紙2]

独立委員会の委員の氏名及び略歴

松崎 隆

略 歴

昭和49年4月 福岡県弁護士会にて弁護士登録
昭和62年4月 九州弁護士会連合会 事務局長
昭和63年8月 徳永・松崎法律事務所 開設
平成5年4月 徳永・松崎・斉藤法律事務所と改称
平成6年4月 福岡県弁護士会 副会長
平成16年4月 福岡県弁護士会会長
平成17年4月 日本弁護士連合会副会長
平成18年4月 日本弁護士連合会・司法支援センター推進本部 副本部長
平成18年4月 日本弁護士政治連盟 副理事長
平成19年6月 日本弁護士政治連盟 副理事長 同 九州支部 支部長

足立 國功

略 歴

昭和50年9月 株式会社とみよし、善富有限会社 代表取締役(現任)
昭和61年3月 熊本駅前ビル株式会社(ホテルニューオータニ熊本)代表取締役社長
平成7年6月 熊本ソフトウェア株式会社 代表取締役社長(現任)
平成13年6月 熊本駅前ビル株式会社(ホテルニューオータニ熊本)取締役会長
平成15年12月 NPO 法人(内閣府認証)オープンソースソフトウェア協会会長(現任)
平成17年6月 当社監査役(現任)

足立國功氏は会社法に規定されている社外監査役です。

同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

同氏は、東京証券取引所、大阪証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。

津野 勝仁

略 歴

平成5年3月 NTT データ通信株式会社九州支社副支社長
平成15年5月 NTT データ九州テクシス株式会社(現 株式会社NTT データ九州)
代表取締役社長
平成18年7月 同社 顧問
平成21年6月 当社 監査役(現任)

津野勝仁氏は会社法に規定されている社外監査役です。

同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
2. 独立委員会は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者等の中から、当社取締役会が選任する。
3. 独立委員会は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
ただし、委員に事故あるとき、その他止むを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
4. 独立委員会の役割・権限は以下のとおりとする。
独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則として、その決定の内容及びその理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からもこれを行う。
 - (1) 大規模買付情報の検討
 - ① 大規模買付者による買収提案の内容が当社株主共同の利益を著しく損なう場合(本文5. (2). ①～⑧)に該当するか否か
 - ② 新株予約権の無償割当の適否
 - ③ 新株予約権の無償割当の中止又は取得並びに消却の適否
 - ④ 取締役会による評価期間の延長の適否
 - ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
 - (2) 大規模買付者に対し、大規模買付情報及びその記載内容が不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提出すべき旨の要求をすることができる。
 - (3) 当社取締役会に対して、独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示する旨の要求をすることができる。
 - (4) 必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、使用人その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を求める旨の要求をすることができる。
 - (5) 当社取締役会を通じて間接的に大規模買付者と協議・交渉することができ、必要に応じ、大規模買付者に対し、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上に資するよう、その変更を求める旨の要求をすることができる。
5. 独立委員会は、その判断が当社株主共同の利益及び当社企業価値の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部の専門家を含む。)から助言を得ることができるよう要請することができる。

以上